

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第4号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
（給料表） 第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。		（給料表） 第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。	
種類	適用範囲	種類	適用範囲
略		略	
医療職給料表(1) (別表第2)	院長、副院長（医師の職務に従事する職員に限る。）、局長（医療局長に限る。）、副局長（医療局の副局長に限る。）、部長（医療局の部長に限る。）、 <u>センター長</u> 、医長、副医長、室長（新生児集中治療室長及び <u>画像診断室長</u> に限る。）、医師及び歯科医師	医療職給料表(1) (別表第2)	院長、副院長（医師の職務に従事する職員に限る。）、局長（医療局長に限る。）、副局長（医療局の副局長に限る。）、部長（医療局の部長に限る。）、医長、副医長、室長（新生児集中治療室長及び <u>臨床研修支援室長</u> に限る。）、 <u>副室長</u> （ <u>臨床研修支援室の副室長</u> に限る。）、医師及び歯科医師
略		略	
医療職給料表(3)	副院長（看護師の職務に従事する職員に限る。）、局長（看護局長に限る。）、副局長（看護局の副局長に限る。）、 <u>副センター長</u> 、室長（中央滅菌材料室長に限る。）、副室長（医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。）、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師	医療職給料表(3)	副院長（看護師の職務に従事する職員に限る。）、局長（看護局長に限る。）、副局長（看護局の副局長に限る。）、室長（ <u>地域医療連携室長</u> 及び中央滅菌材料室長に限る。）、副室長（医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。）、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師
略		略	

2～4 略

(給料表)

第3条 略

2 略

3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額、第1項及び第5条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の例により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

4 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表による給料月額に勤務時間条例第2条第3項から第5項までの規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「勤務割合」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(管理職手当)

第7条 略

2 略

3 第1項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の月額、当該職員に適用される給料表、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分に応じ、それぞれ別表第8の管理職手当月額欄に定める額(勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつては同欄に定める額)にその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、同条第5項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例によ

2～4 略

(給料表)

第3条 略

2 略

3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、第1項及び第5条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の例により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表による給料月額に勤務時間条例第2条第3項又は第4項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「勤務割合」という。)を乗じて得た額とする。

(管理職手当)

第7条 略

2 略

3 第1項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の月額、当該職員に適用される給料表、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分に応じ、それぞれ別表第8の管理職手当月額欄に定める額(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあつては、同欄に定める額)に鳥取県病院局企業職員就業規則(平成7年鳥取県病院局管理規程第6号。以下「就業規則」という。)第9条第1項の規定によりその例によることとされる勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額

り勤務時間が定められた者にあつては管理者が別に定める額)とする。

(手当の支給の特例)

第14条の2 第13条の規定により特殊勤務手当が支給される業務(同条第1項第2号の業務に限る。)又は第14条の規定により特殊勤務手当が支給される業務に短時間勤務職員が従事した場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、それぞれ前2条の規定により算定した額に勤務割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 月の1日から末日までの間において前項に規定する特殊勤務手当が支給される業務に従事した日数が15にその者の1週間当たりの勤務日(勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。)の日数を5で除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。)未満である場合における当該特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる当該業務に従事した日数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をそれぞれ前2条又は前項の規定により求められた額に乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1)及び(2) 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第22条 条例第14条から第16条までの手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち夜間看護手当を除くものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除して得た時間数(勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員の例により勤務時間

に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))とする。

(手当の支給の特例)

第14条の2 月の1日から末日までの間において第13条の規定により特殊勤務手当が支給される業務(同条第1項第2号の業務に限る。)又は第14条の規定により特殊勤務手当が支給される業務に従事した日数が15日未満である場合における当該特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日数が8日以上15日未満である場合にあつては100分の60を、当該日数が1日以上8日未満である場合にあつては100分の30を、それぞれ前2条の規定により算定した額に乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の業務に短時間勤務職員が従事した場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、前2条の規定により算定した額に勤務割合を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、月の1日から末日までの間において育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員が特殊勤務手当の支給される業務に従事した日数が15にその者の1週間当たりの勤務日(勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。)の日数を5で除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。)未満である場合における当該特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる当該業務に従事した日数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をそれぞれ前2条又は前項の規定により求められた額に乗じて得た額とする。

(1)及び(2) 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第22条 条例第14条から第16条までの手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち夜間看護手当を除くものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあつては、勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等及び

が定められた者にあつてはその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数とし、同条第5項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつては管理者が別に定める時間数を減じたもので除して得た額（以下この項において「月額給与の時間額」という。）とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち夜間看護手当を除くものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に次の各号に掲げる特殊勤務手当の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。

(1) 日によって定められた特殊勤務手当 その額を7.75で除して得た額

(2) 略

2 略

(修学部分休業取得中の給与)

第25条 職員が鳥取県病院局企業職員就業規則(平成7年鳥取県病院局管理規程第6号)第10条の2に規定する修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与については、地方公務員法第26条の2の規定の適用を受ける者の例による。

(給与からの控除)

第25条の2 職員の給与の支給に際しては、その給与から給与条例第16条の13各号及び次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。

(1)~(3) 略

(4) 鳥取県立中央病院院内保育施設設置運営規程(平成21年鳥取県病院局管理規程第1号)に定める保育料及び材料代

別表第4(第3条、第4条関係)

行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
1級	主事、医療ソーシャルワーカー、診療情報管理士、機械技師又は電気技師(以下「主事等」という。)の職務
略	

備考 略

別表第5(第3条、第4条関係)

ア 医療職給料表(1)級別職務分類表

短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数)を減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」という。)とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち夜間看護手当を除くものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に次の各号に掲げる特殊勤務手当の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。

(1) 日によって定められた特殊勤務手当 その額を8で除して得た額

(2) 略

2 略

(修学部分休業取得中の給与)

第25条 職員が就業規則第10条の2に規定する修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与については、地方公務員法第26条の2の規定の適用を受ける者の例による。

(給与からの控除)

第25条の2 職員の給与の支給に際しては、その給与から給与条例第16条の13各号及び次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。

(1)~(3) 略

別表第4(第3条、第4条関係)

行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
1級	主事、医療ソーシャルワーカー、機械技師又は電気技師(以下「主事等」という。)の職務
略	

備考 略

別表第5(第3条、第4条関係)

ア 医療職給料表(1)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
2級	医長、副医長又は室長（新生児集中治療室長に限る。）の職務
3級	副院長、局長、副局長、部長、 <u>センター長</u> 、室長（ <u>画像診断室長</u> に限る。）又は困難な業務を処理する医長、副医長若しくは室長（新生児集中治療室長に限る。）の職務
略	

イ 略

ウ 医療職給料表(3)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
6級	副局長、 <u>副センター長</u> 又は副室長の職務
略	

別表第7（第7条、第20条関係）

職	区分
略	
課長（局総務課の課長に限る。） 局長 部長（医療局にあつては管理者が必要と認められた者に限る。） 副局長（医療局にあつては管理者が必要と認められた者に限る。） <u>センター長（管理者が必要と認められた者に限る。）</u> 副センター長 室長（ <u>画像診断室長であつて管理者が必要と認められたものに限る。</u> ） 副室長（医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。）	3種
室長（中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長及び栄養管理室長に限る。）	4種

別表第9（第14条関係）

職種	額
略	
副局長、部長及び室長（ <u>画像診断室長</u> に限る。）	月額 37,000円
略	

職務の級	職務
略	
2級	医長、副医長、 <u>室長</u> （新生児集中治療室長に限る。）又は <u>副室長</u> の職務
3級	副院長、局長、副局長、部長、室長（ <u>臨床研修支援室長</u> に限る。）又は困難な業務を処理する医長、副医長、 <u>室長</u> （新生児集中治療室長に限る。）若しくは <u>副室長</u> の職務
略	

イ 略

ウ 医療職給料表(3)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
6級	副局長、 <u>室長</u> （ <u>地域医療連携室長</u> に限る。）又は副室長の職務
略	

別表第7（第7条、第20条関係）

職	区分
略	
課長（局総務課の課長に限る。） 局長 部長（医療局にあつては管理者が必要と認められた者に限る。） 副局長（医療局にあつては管理者が必要と認められた者に限る。）	3種
副室長（医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。）	
室長（中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長、 <u>栄養管理室長及び地域医療連携室長</u> に限る。）	4種

別表第9（第14条関係）

職種	額
略	
副局長、部長及び室長（ <u>臨床研修支援室長</u> に限る。）	月額 37,000円
略	

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。